⑮　関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

⑯　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け北海道開発局長公示）別記１に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記１に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局旭川開発建設部契約課（〒078―8513 北海道旭川市宮前１条３丁目３番地15号　電話0166―32―2451）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑰　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⑱　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⑲　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HANYA Takayuki, Director of Asahikawa Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Dainoshitayama Tunnel, National Highway Route 452, Biei Town, Hokkaido, Japan

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 7 October 2025

(5)　Time-limit for the submission of technical proposal by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 18 December 2025

(6)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 18 February 2026 (tenders brought with 12 : 00 p.m. 18 February 2026 or submitted by mail 12 : 00 p.m. 18 February 2026)

(7)　Contact point for tender documentation : Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Asahikawa Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―15, Miyamae 1―3, Asahikawa, Hokkaido 078―8513, Japan TEL 0166―32―2907

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年９月12日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　齋藤　博之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　事業概要

(1)　品目分類番号　41、42

(2)　事業名称　国道１号上鳥羽南電線共同溝ＰＦＩ事業

(3)　事業の対象となる公共施設等の種類　電線共同溝（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第２項第９号に定める電線共同溝（道路の附属物））、道路（車道、歩道等）、電線共同溝を除く道路附属物等（道路照明、防護柵、道路情報板等）

(4)　事業場所

ア　所在地　京都府京都市南区上鳥羽南花名町地先～同区上鳥羽麻ノ本町地先

イ　事業対象　一般国道１号

ウ　延長　約2.1㎞（道路延長：約1.1㎞）

(5)　事業内容　本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

また、本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条の規定に基づき、特定事業として選定された事業として、民間事業者が、ＢＴＯ（Build―Transfer―Operate）方式により、電線共同溝等の調査・設計及び工事（以下あわせて「整備」という。）並びに、電線共同溝の維持管理を行うものである。

特定事業として民間事業者が実施する業務は、以下のとおりである。主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、「国道１号上鳥羽南電線共同溝ＰＦＩ事業　事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）（添付１）及び「国道１号上鳥羽南電線共同溝ＰＦＩ事業　要求水準書」（以下「要求水準書」という。）（添付２）を参照すること。

ア　調査・設計業務

(ｱ)　事前調査業務（現地踏査、試掘調査）

(ｲ)　詳細設計業務（電線共同溝修正設計、道路照明設計）

(ｳ)　調整マネジメント業務（設計段階）

イ　工事業務

(ｱ)　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

※道路管理者以外が所有する既存支障施設は含まない。

(ｲ)　整備工事業務（電線共同溝、道路、電線共同溝を除く道路附属物の整備）

※電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。

(ｳ)　調整マネジメント業務（工事段階）

※電線共同溝管理台帳等の作成を含む。

(ｴ)　本事業で整備する施設の所有権移転業務

ウ　工事監理業務

(ｱ)　工事監理業務

エ　維持管理業務

(ｱ)　点検・補修業務

(ｲ)　調整マネジメント業務（維持管理段階）

※電線共同溝管理台帳等の管理・更新を含む。

(6)　事業期間　事業契約締結日から令和31年３月31日まで

(7)　賃上げ加算措置　本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業である。

2　応募者の競争参加資格要件

(1)　応募者の構成

ア　応募者は、１(5)に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

イ　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとし（以降、代表企業には応募企業を含む。）、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。

また、本事業を行うためのＳＰＣを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

(ｱ)　代表企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

(ｲ)　構成企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業

(ｳ)　協力企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣには出資しない企業

ウ　協力企業についても、入札参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。